

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月20日	
福岡県知事	殿
提出者	
住所	福岡県久留米市山川野口町12番34Bruno久留米 1階
氏名	大東建託株式会社 久留米 支店 支店長 小池 正美 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	0942-44-7778
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大東建託株式会社 久留米支店
事業場の所在地	福岡県久留米市山川野口町12番34Bruno久留米 1階
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	4,246 百万円（前年度完工高）
③従業員数	99 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 → 脱水・調質改良 → 改良土として再生利用又は埋立 がれき類 → 破碎 → 再生砕石として再生利用 廃プラスチック → 破碎、圧縮梱包 → 原料、燃料として再生利用 → 埋立 金属くず → 切断、破碎 → 原料として再利用 紙くず → 圧縮梱包 → 製紙原料等として再生利用 木くず → 破碎 → チップ・燃料等として再生利用 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず → 破碎 → 再利用または埋立

（日本工業規格 A列4番）



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)	
本 社	・全社的な廃棄物処理に関する検討 ・廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用・再生利用)、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・全社的な廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定 ・廃棄物処理計画の作成
支店 (責任者)	・支店における廃棄物処理に関する検討 ・廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用・再生利用)、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・支店における廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定 ・廃棄物処理計画の作成
支店 (担当者)	・産業廃棄物管理票の交付、管理 ・監督官庁への各種報告 ・産廃協力業者に対する教育、指導 ・委託契約の締結、契約書の管理 ・その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和 5 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃プラスチック
	排 出 量	- t	438.7 t
	(これまでに実施した取組) ・電子マニフェストの導入。 ・古紙のゼロエミッションの取り組み。 ・協力業者へ分別の指導・教育を実施。 ・解体現場に於ける金属くずの産廃処理量を削減する。 ・広域認定での再資源化促進。 ・端材の有効利用による処分量削減。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃プラスチック
	排 出 量	- t	522.2 t
	(今後実施する予定の取組) ・古紙のゼロエミッションの取り組み。 ・協力業者へ分別の指導・教育を実施。 ・解体現場に於ける金属くずの産廃処理量を削減する。 ・広域認定での再資源化促進。 ・端材の有効利用による処分量削減。 ・工場生産によるパネル化で現場加工を削減。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず、紙くず、廃プラスチック、石膏ボード、金属くずの分別を各現場にて実施。 ・分別推進看板の現場掲示。 ・現場での作業員への直接指導。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず、紙くず、廃プラスチック、石膏ボード、金属くずの分別を各現場にて実施。 ・分別推進看板の現場掲示。 ・現場での作業員への直接指導。 ・狭小現場での分別の仕組みをつくる。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
排出量	8.7 t	959.9 t	1.5 t	72.9 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
排出量	10.4 t	1,142.5 t	1.8 t	86.7 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁	石膏ボード	がれき類	コンクリート破片
排出量	56.0 t	134.3 t	939.2 t	945.4 t

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁	石膏ボード	がれき類	コンクリート破片
排出量	66.7 t	159.8 t	1,117.9 t	1,125.2 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	【石綿含有】ガラスくず、コンクリート	【石綿含有】廃プラスチック	【石綿含有】がれき類
排出量	225.6 t	- t	2.1 t	8.9 t

【目標】

産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート破片	【石綿含有】ガラスくず、コンクリート	【石綿含有】廃プラスチック	【石綿含有】がれき類
排出量	268.5 t	- t	2.5 t	10.6 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	【石綿含有】紙くず	混合（安定型）	混合（管理型）	水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）
排 出 量	- t	- t	- t	- t

【目標】

産業廃棄物の種類	【石綿含有】紙くず	混合（安定型）	混合（管理型）	水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）
排 出 量	- t	- t	- t	- t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃石綿			
排出量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃石綿			
排出量	- t	- t	- t	- t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	0.0 t	438.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	50.0 t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	278.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・木くず、紙くず、廃プラスチック、石膏ボード、金属くずの分別を各現場にて実施。 ・分別推進看板の現場掲示。 ・現場での作業員への直接指導。		

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	—	—	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

【目標】

産業廃棄物の種類	—	—	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
全処理委託量	8.7 t	959.9 t	1.5 t	72.9 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.0 t	175.5 t	0.0 t	0.0 t
再生利用業者への 処理委託量	8.7 t	784.5 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	—	—	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

【目標】

産業廃棄物の種類	—	—	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁	石膏ボード	がれき類	コンクリート破片
全処理委託量	56.0 t	134.3 t	939.2 t	945.4 t
優良認定処理業者 への処理委託量	9.9 t	12.0 t	217.4 t	254.5 t
再生利用業者への 処理委託量	29.8 t	122.2 t	636.8 t	690.6 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	—	—	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

【目標】

産業廃棄物の種類	—	—	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	アスファルト・コン クリート破片	【石綿含有】ガラス くず、コンクリート	【石綿含有】廃プラ スチック	【石綿含有】がれき 類
全処理委託量	225.6 t	0.0 t	2.1 t	8.9 t
優良認定処理業者 への処理委託量	3.6 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
再生利用業者への 処理委託量	86.7 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	—	—	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

【目標】

産業廃棄物の種類	—	—	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	【石綿含有】紙くず	混合（安定型）	混合（管理型）	水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）
全処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
再生利用業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	—	—	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

【目標】

産業廃棄物の種類	—	—	—	—
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t	— t	— t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃石綿			
全処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
再生利用業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	0.0 t	522.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	59.5 t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	331.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・木くず、紙くず、廃プラスチック、石膏ボード、金属くずの分別を各現場にて実施。 ・分別推進看板の現場掲示。 ・現場での作業員への直接指導。 ・現場作業、現場加工の削減。		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
全 処 理 委 託 量	10.4 t	1,142.5 t	1.8 t	86.7 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.0 t	208.8 t	0.0 t	0.0 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	10.4 t	933.7 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁	石膏ボード	がれき類	コンクリート破片
全 処 理 委 託 量	66.7 t	159.8 t	1,117.9 t	1,125.2 t
優良認定処理業者 への処理委託量	11.8 t	14.3 t	258.7 t	302.9 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	35.5 t	145.5 t	758.0 t	821.9 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

【目標】				
産業廃棄物の種類	アスファルト・コン クリート破片	【石綿含有】 ガラス くず、コンクリート	【石綿含有】 廃プラ スチック	【石綿含有】 がれき 類
全 処 理 委 託 量	268.5 t	0.0 t	2.5 t	10.6 t
優良認定処理業者 への処理委託量	4.2 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	103.2 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

【目標】				
産業廃棄物の種類	【石綿含有】紙くず	混合（安定型）	混合（管理型）	水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）
全 処 理 委 託 量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃石綿	0	0	
全 処 理 委 託 量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画内訳

整理番号:

廃棄物の種類	前年度の産業廃棄物発生量	(単位:トン)							⑧直接委託及び自己処理後委託処分量
		①産業廃棄物発生量	②自己直接再生利用	③自己直接埋立処分又は海洋投入量	④自己中間処理量	⑤自己中間処理残さ量	⑥自己中間処理後再生利用量	⑦自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量	
汚泥	0.0	0.0							0.0
廃プラスチック	438.7	522.2							522.2
紙くず	8.7	10.4							10.4
木くず	959.9	1,142.5							1,142.5
繊維くず	1.5	1.8							1.8
金属くず	72.9	86.7							86.7
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	56.0	66.7							66.7
石膏ボード	134.3	159.8							159.8
がれき類	939.2	1,117.9							1,117.9
コンクリート破片	945.4	1,125.2							1,125.2
アスファルト・コンクリート破片	225.6	268.5							268.5
【石綿含有】ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.0	0.0							0.0
【石綿含有】廃プラスチック	2.1	2.5							2.5
【石綿含有】がれき類	8.9	10.6							10.6
【石綿含有】紙くず	0.0	0.0							0.0
混合(安定型)	0.0	0.0							0.0
混合(管理型)	0.0	0.0							0.0
水銀使用製品産業廃棄物(蛍光管)	0.0	0.0							0.0
廃石綿	0.0	0.0							0.0
合計	3,793.1	4,514.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4,514.7

産業廃棄物処理計画書

事業場の名称	大東建託株式会社 久留米支店
事業場の所在地	福岡県久留米市山川野口町12番34Bruno久留米 1階
①当該事業場における事業の概要	別添のとおり
②計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
③産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	別添「特定排出事業者の産業廃棄物適正処理報告書」 のとおり
④産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	別添「特定排出事業者の産業廃棄物適正処理報告書」 のとおり
⑤産業廃棄物の分別に関する事項	別添「特定排出事業者の産業廃棄物適正処理報告書」 のとおり
⑥産業廃棄物の再生利用に関する事項	別添「特定排出事業者の産業廃棄物適正処理報告書」 のとおり
⑦産業廃棄物の処理に関する事項	別添「特定排出事業者の産業廃棄物適正処理報告書」 のとおり
備考	

(4) 廃棄物処理の取り組み

● 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また協力会社にも必要な指導を行う。

- ①：発生抑制（※1）
 - ・設計及び施工段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。
- ②：循環利用（※2）（再使用（※3）、再生利用（※4）、熱回収（※5））
 - ・現場内で資材を繰り返し利用する。
 - ・廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進する。
 - ・建設リサイクル法及びその基本方針に基づき分別解体を実施し、建設資材の再資源化を図ることにより埋立処分量の削減を図る。
- ③：その他
 - ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

（※1）原材料等の効率的な利用等により、産業廃棄物の発生を抑制すること。

（※2）発生した産業廃棄物を再使用、再生利用及び熱回収すること。

（※3）発生した産業廃棄物のうち有用なものをそのまま使用したり、他の製品や部品として使用すること。

（※4）発生した産業廃棄物を中間処理して再生し、原材料として利用すること。

（※5）発生した産業廃棄物をそのまま燃焼し、熱エネルギーとして回収すること。

(5) 教育・研修等

● 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、作業員等に定期的に教育、研修等を行う。

(6) 情報公開

● 廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生や処理状況について情報の公開に努める。

2) 環境全般

『環境と調和』を重要な課題の一つとして捉え、環境の継続的な改善を推進する。

- ① 環境関連の法令及び会社が定める規定等を遵守し、環境の改善に努める。
- ② 当支店の環境に関連する対策として、次のことを推進する。
 - 環境汚染防止と資源の有効利用を目指し、産業廃棄物の削減と再生利用を推進する。
 - 建築にあたっては、主要資材や建築物が廃棄物になった場合の環境への影響に配慮する。
- ③ 環境、安全に関する啓発活動を積極的に行ない、各従業員の環境意識の高揚を図るとともに情報公開などにより地域住民の理解を深めるように努める。